

添田町特別職報酬等審議会

答申書

令和8年1月20日

令和8年1月20日

添田町長 寺西明男様

添田町特別職報酬等審議会
会長 田中正

議会の議員の議員報酬等の額について（答申）

令和8年1月8日付で貴職から諮問のありました、議会議員の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額等について、本審議会において、慎重かつ十分な審議を重ねた結果、下記のとおり答申をいたします。

記

1. はじめに

本審議会は、令和8年1月8日、添田町特別職報酬等審議会条例（昭和47年条例第1号）第2条の規定に基づき、議会議員の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額、また、非常勤特別職の報酬の額について諮問を受けた。

本審議会では、県内及び本町の所在する地域の他町村における報酬等の状況、最近の賃金水準の上昇や物価高騰を踏まえた社会経済情勢などに関連する諸情勢、さらには本町議会から町長へ要請のあった議員の環境整備に関する要請などを踏まえ、広範な角度から審議を行った。

2. 審議会での論点

ここ数年、物価の急激な高騰や民間における賃金水準の引上げが続いている社会経済情勢の中で、本町職員の給料は人事院勧告に基づき勧告内容と同様の引上げがなされている。

一方、諮問を受けた議員の報酬及び町長、副町長、教育長の給料、また非常勤特別職の報酬は、町財政状況を踏まえた行財政改革推進をより実効性あるものとするために行われた平成23年の引き下げ改定を最後に、現在まで見直しが行われていない状況である。

本町の財政状況は、国の基準に基づく財政の健全化に関する指標では健全な数値を保っているものの、学校建設や公営住宅建替事業などの大型事業の実施、少子高齢化や人口減少による地方交付税などの歳入一般財源の減少、さらには住民ニーズまたその多様化に即した政策の展開などにより、厳しい状況である。

このような状況を総合的に勘案したうえで、前回改定時から現在に至るまでの間の社会経済情勢、近隣町村の状況、さらには本町議会からの町長への要請などを鑑み、見直しの可否を含め議論を行った。

3. 審議の経過及び結果

本審議会は、以下の日程で2回の審議を行った。

第1回 令和8年1月8日、 第2回 令和8年1月20日

まず事務局より説明をいただき、現時点の特別職の報酬並びに給料の状況、平成23年を最後とする報酬等の改定の経過などについて把握した。

また、県内、近隣町村及び類似町村の状況、さらに議員定数の法的根拠などについて事務局より説明をいただき、把握した。

審議では、現在の町の財政状況を踏まえても引き上げが可能であるのかについて、また、議員報酬と活動状況との整合性について議論が行われた。

このような審議を経て、本審議の参考とするため、町長に要請を行った議会を代表し合戸副議長に対する意見陳述を行った。

意見陳述では、全国的に町村議会議員のなり手不足が深刻な課題となっており、その一因として、議員報酬の低さがあり、市議会議員との均衡を図り、議員報酬を町村長の47%を目指す決議が行われたことが報告され、令和4年の本町議会議員一般選挙が史上初の無投票となったことと併せ、全国町村では30%が無投票であったこと、さらに定数より1名増となった町村を含めると約60%が選択肢の乏しい選挙であったとの調査結果が示された。

また、これまで本町議会において自主的な定数削減を行ってきた経緯や、現在の議会活動の多様化などの報告も受けた。なお、議会としては、決して議員個人の処遇改善のみを目的とするものではなく、現役世代や女性が政治参画できる環境整備として、二元代表制における議会の将来を見据えた要請であるとのことであった。

陳述後の審議では、議員によって活動日数に差異があり、この議員活動の状況で、町民の理解が得られるかという危惧や、議員報酬見直しによるなり手不足解消の効果への疑念の意見があった一方、若者の議会参画により魅力あるまちづくりの推進につながるとの意見や、これまでの報酬見直しの経過を踏まえ見直しの必要性もあるとの意見もあった。

議員報酬については、この意見陳述を踏まえた議論において、社会経済情勢を踏まえ、現役世代や女性など、広範な方が立候補でき、本町議会議員のなり手不足の解消につなげるべく将来を見据えた環境整備として、議員報酬を増額することが妥当との意見が多数であった。なお、今回の改定は、議員のなり手不足を解消するための改定であることから、次期改選後から適用することが適切であるとの意見がなされたところである。

町長、副町長及び教育長の給料については、職員の給与水準の上昇推移などについて勘

案し、審議を行ったところであるが、近隣町村や類似団体等と比較して、特段低い水準にあるわけではないことなどから、均衡を失しておらず、現行通りとすることが妥当との意見であった。

その他の非常勤の特別職の報酬については、平成 23 年の引き下げ改定から見直しが行われていない状況であるが、近隣町村との報酬を比較したところ、日額、月額、年額などの支給方法が相違があり、比較が困難なものもあったものの、全般的に報酬額は高い水準であったことから、現行通りとすることが妥当との意見であった。

4. 答申

(1) 町長、副町長及び教育長の給料の額について

給料の額については、据え置くことが妥当と判断する。

(2) 議会議員の報酬の額について

報酬の額については、引き上げるよう見直すことが妥当と判断する。なお、引き上げ額等は、平成 23 年時の引下げ率、職員地域手当率及び過去 3 年の民間格差比率を勘案し、次のとおりとすることが適当である。

区 分	現行報酬月額	答申額	改定額	増加率	町長対比率	
					現 行	答 申
議 長	304,000 円	345,000 円	41,000 円	13.5%	39.9%	45.3%
副議長	269,000 円	310,000 円	41,000 円	15.2%	35.3%	40.7%
議 員	248,000 円	289,000 円	41,000 円	16.5%	32.5%	37.9%

(3) その他非常勤特別職の報酬の額について

報酬の額については、据え置くことが妥当と判断する。

5. 付帯意見

本審議会においては、各種公的団体等の代表等で組織され、それぞれの立場から広範な意見等が出された。本答申に至るにあたり、各員から次のとおり意見・要望等があったことを付言する。

(1) 今回の審議会は、平成 23 年以降、初めて開催されており、その間においても社会経済情勢の変化が生じている。この状況の変化に即して報酬等のあり方を審議するため、本審議会は、2 年又は 3 年を目安として定期的開催すべきであり、社会経済情勢が著しく

変化する場合は、必要に応じて開催すべきことを付言する。

(2) 議会議員の定数については、本審議会において審議する事項ではないが、報酬の検討に大きく関わるものであると考える。これまで人口減少等を踏まえ議会が自主的に見直しを行ってきたことに対しては高く評価するものであり、引き続き議会において様々な検討を行っていただくことを付言する。

(3) 小規模自治体における議会議員のなり手不足は全国的に深刻であると認識するが、今回見直しとした報酬額は、なり手不足の要因の一つに過ぎないものとする。本町議会の活動は以前より活発となっていると評価しているが、真に町民を代表する議員の活動量として整合するよう、各議員が日々の議員活動に取り組んでいかれることを付言する。

(4) 今回の審議では、様々な状況を踏まえて総合的に審議した結果、議員の報酬額のみを引き上げ答申とした。報酬等の引き上げは、町民の理解が不可欠である。このため、議会が一丸となってより魅力ある議会活動を行うことを付言する。

(5) 町長、副町長及び教育長の給料並びに議員以外の非常勤の特別職の報酬については、今回の審議では据え置くこととしたが、社会経済情勢の変化に応じ、継続して見直しを検討するよう付言する。

添田町特別職報酬等審議会委員

会 長	田中	正	(添田町商工会会長)
職務代理	照瀬	保道	(添田町社会福祉協議会会長)
委 員	吉竹	公正	(添田町森林組合代表理事組合長)
委 員	重松	美津子	(添田町婦人会会長)
委 員	鈴見	聡	(添田町民生委員・児童委員協議会会長)
委 員	畠田	学	(添田町行政区長会会長)
委 員	釜本	謹彰	(添田町公平委員会委員長)